

府中基地跡地留保地利用に係る
民間提案募集実施要領

令和元年 7 月

府中市 政策総務部 政策課

目 次

1	実施の背景と目的	1
(1)	背景.....	1
(2)	目的.....	1
2	当該地の概要	2
(1)	留保地の概要.....	2
(2)	地理的状況.....	2
(3)	周辺の土地利用状況.....	3
(4)	各種調査結果.....	5
3	参加資格要件	6
(1)	基本的な要件.....	6
(2)	提案者.....	6
(3)	参加資格の制限.....	6
(4)	提案者がグループの場合の構成員変更.....	6
4	提案を求める事項	7
(1)	提案に係る前提条件.....	7
(2)	提案を求める内容.....	9
5	民間提案募集に関する手続	12
(1)	質問書の提出.....	12
(2)	参加申込書の提出.....	12
(3)	提案書の提出.....	13
(4)	プレゼンテーションの実施.....	14
(5)	優秀提案の選定.....	14
(6)	その他.....	16
6	民間提案募集後の流れ	17
7	連絡先	17

1 実施の背景と目的

(1) 背景

府中基地跡地留保地（以下「留保地」といいます。）は、府中市浅間町1丁目にある府中基地跡地全体のうち、未利用となっている部分の国有地です。府中基地跡地は、昭和50年に米国から大部分が返還され、現在はそのほとんどが利用されています。しかし、北側に残る約14.9haの留保地（米軍府中通信施設を除く）は未利用地となっており、今後国による土地の処分がなされた上で土地利用が図られていくこととなっています。この国による土地の処分は、市が策定する利用計画を踏まえて行われることから、現在、市において利用計画の策定を進めているところです。

なお、市では、平成20年に一度利用計画を策定しましたが、利用計画で予定していた国の施設等の計画が中止となったことから、令和元年度に新たに利用計画を策定できるよう、取組を進めています。（「別紙1 【参考】 検討の経緯」参照）

(2) 目的

留保地の土地利用については、面積が広大であるため、公民が連携して土地利用を行うことを前提として検討しています。このため、市では「土地利用に係る方針」や「市が留保地に整備を必要とする施設及び条件」などの基礎となる考えを示し、それを実現させるための機能や配置等については、民間事業者の方々のノウハウや自由な発想を活かした提案を踏まえ、利用計画を策定するよう考えています。今回の「府中基地跡地留保地利用に係る民間提案募集（以下「民間提案募集」といいます。）」につきましては、この目的に応じて行うものです。

留保地は国有地であるため、国による入札を前提とした処分がなされることが想定されますが、処分は市が定める地域地区や地区計画などの都市計画を踏まえて行われることとなります。市では民間提案募集において優秀提案とした提案を参考として利用計画を策定するとともに、利用計画に基づき都市計画の設定や変更を行うことで、実現性の高い土地利用を誘導していきます。

2 当該地の概要

(1) 留保地の概要

ア 所在地：府中市浅間町1丁目

イ 敷地面積：約14.9ha

ウ 用途地域：第一種低層住居専用地域（建ぺい率30%、容積率50%）

エ 高度地区等：第1種高度地区

オ 都市計画施設：なし（西側に隣接する道路は、未着手の都市計画道路）

※ 土地利用に係る都市計画の考えについては、「4 提案を求める事項」をご参照ください。

(2) 地理的状況

府中市は、東京のほぼ中心に位置しており、市内には京王線、JR武蔵野線、JR南武線、西武多摩川線の14駅が存在しています。京王線府中駅から新宿駅までの所要時間は約25分程度であり、都心までのアクセスは良好です。

主要な道路ネットワークとしては、「一般国道20号（甲州街道）」や「東京都道14号新宿国立線（東八道路）」等が東西に横断し、「府中街道」や「新府中街道」等が南北に縦断しており、重要な幹線道路として機能しています。また、中央自動車道が市南部を東西に横断しており、付近には4箇所のインターチェンジがあります。

留保地は、府中駅から約1.6km、東府中駅から約1.3km、武蔵小金井駅から2.6kmに位置しています。西側は「都道 小金井街道」に隣接し、南側は「市道 美術館通り」に隣接しています。また、留保地の周辺には、大規模な公共施設が集積しています。

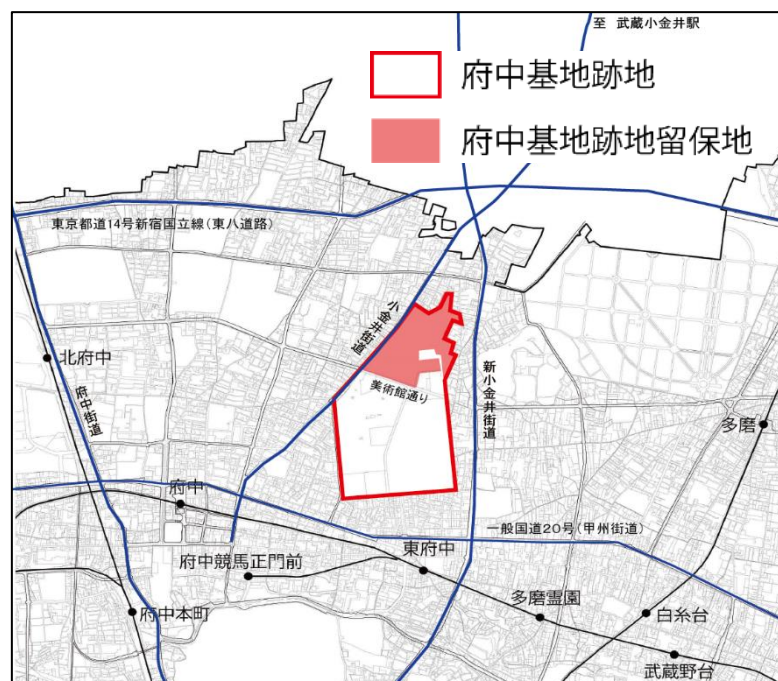


図 1 位置図

(3) 周辺の土地利用状況

留保地の北側、東側、西側については、低層住宅地となっています。留保地の南側はすでに土地利用がなされており、大規模な公共施設が集積しています。なお、周辺の大規模施設の土地利用は、次のとおりです。

図 2 周辺の大規模施設の土地利用

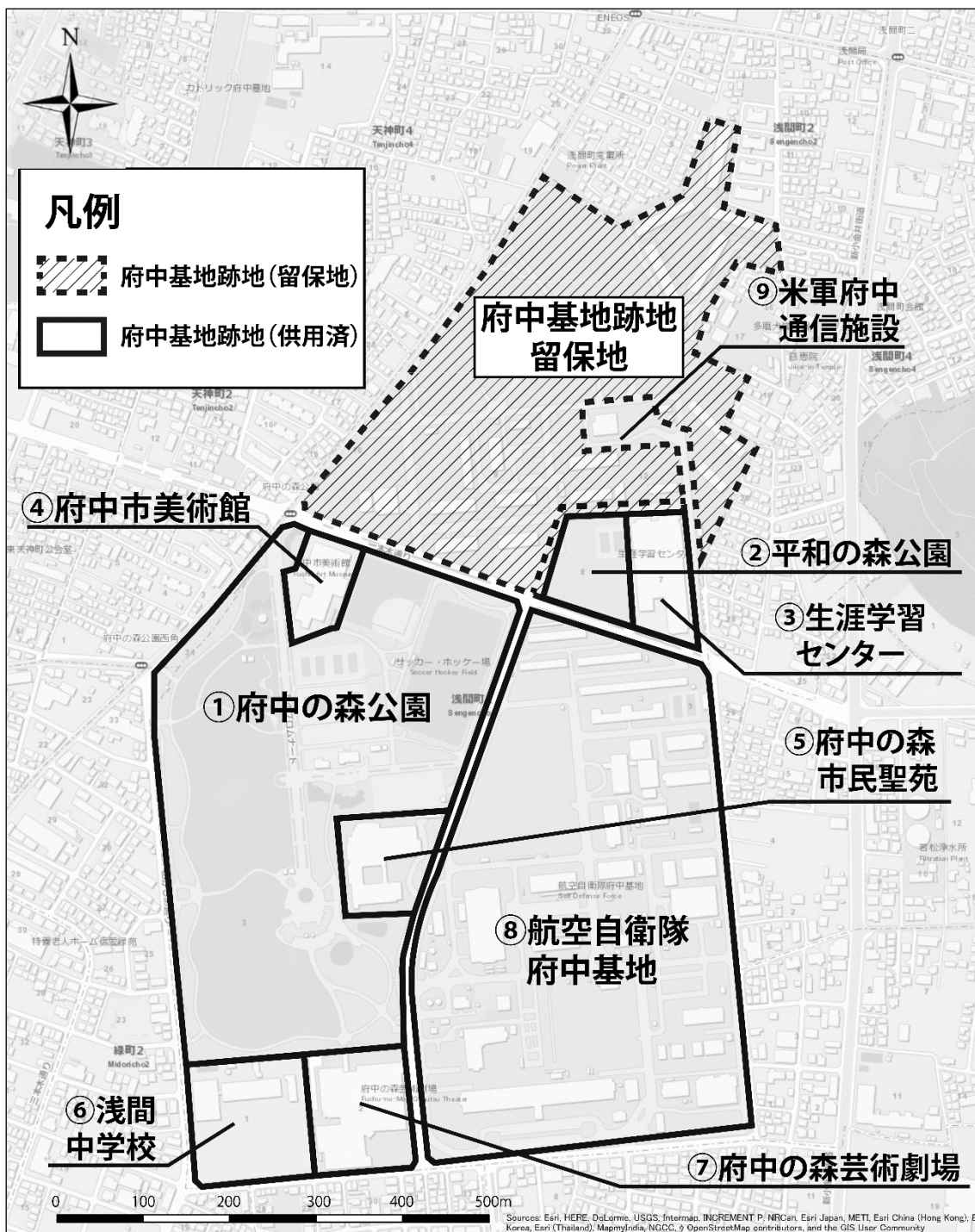


表 1 周辺の大規模施設の概要

施設名称	分類	概要	敷地面積 (ha)	階数
①府中の森公園	都立公園 (総合公園)	・野球場、テニスコート、サッカー・ホッケー場、バーベキュー広場 ・広域避難場所	16.9	—
②平和の森公園	市立公園 (近隣公園)	・テニスコート ・二次避難所	1.0	—
③生涯学習センター	市立総合 学習施設	・多目的ホール、温水プール等のスポーツ施設、図書館、宿泊施設等 ・年間利用者：45.6万人(2018年度) ・二次避難所	1.0	地上4階 地下1階
④府中市美術館	市立美術館	・都立府中の森公園敷地内に立地 ・年間利用者：21.1万人(2017年)	0.8	地上2階 地下1階
⑤府中の森市民聖苑	市営斎場	・府中市民専用の斎場	1.2	地上2階
⑥浅間中学校	市立中学校	・生徒数：541名(2018年) ・一次避難所 ・指定緊急避難場所(洪水)	2.0	地上4階
⑦府中の森芸術劇場	市立劇場	・多目的ホール、音楽ホール、古典芸能ホール ・年間利用者：55.6万人(2018年度)	1.6	地上3階 地下2階
⑧航空自衛隊府中基地	自衛隊基地	・府中基地跡地3分割の中の国利用分	1.7	—
⑨米軍府中通信施設	米軍施設	・留保地に囲まれた未返還の米軍施設 ・管理棟1棟 ・通信鉄塔1基	1.0	管理棟： 地上1階 塔：高さ 107m

(4) 各種調査結果

ア 土壌汚染の状況について

留保地の一部の区画は、東京都により「形質変更時要届出区域」の指定がされています。なお、国では、土壌改良に要する費用相当額を売却価格から減額した上で、現況のまま売却することとしています。詳細は、次の東京都環境局の HP に示されていますので、必ずご確認ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated_areas.html

イ 留保地内の動植物の状況について

事業者は「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、自然環境調査の実施義務が課せられる場合があります。

平成20年10月から翌年7月までに国立医薬品食品衛生研究所が行った現地調査により、本留保地内の植物は、返還前に植栽されたと推察されるサクラなどの樹木が放置され、そこから二次的に成立した植栽樹木群が大半を占めていることが分かりました。また、同調査の時点では、これらの樹木群を基盤とし、中型哺乳類、鳥類、昆虫類などの生物が生息することが確認されました。(※「府中基地跡地留保地活用基本方針」抜粋)

3 参加資格要件

(1) 基本的な要件

提案者として必要な基本的な要件は、次のとおりです。

- ア 公共利用部分の配置等を含め、留保地全体の土地利用に係る提案が可能である者
- イ 提案した事業について、自ら実施の意向があり、かつ、実施が可能である者
- ウ 本要領及び各種法令等を遵守する者

(2) 提案者

法人または複数の法人により構成されるグループとします。

(3) 参加資格の制限

「参加しようとする法人（グループの場合はグループを構成する法人）」及び「法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質場経営に關与しているものを含む。）」が、次の全ての要件に該当しないこと。

- ア 府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者
- イ 法令に基づく営業停止処分を受けている期間中の者
- ウ 参加申込書提出日時時点で、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（なお、競争入札参加資格の再認定又は再生計画の認定決定を受けた者は除く。）
- エ 法人税、又は消費税及び地方消費税を滞納している者

(4) 提案者がグループの場合の構成員変更

提案者がグループの場合、業務上支障がないと市が判断した際には、構成員の変更を認めることがあります。その場合、市は必要に応じて提案者に書類の再提出等を求めることがあります。

4 提案を求める事項

(1) 提案に係る前提条件

提案については、次に示す答申や各種計画、条件等を踏まえた上で行ってください。

ア 土地利用の前提とする方針等について

(7) 府中市基地跡地利用計画検討協議会答申（平成31年3月）【別紙2】

答申には、土地利用の目標や土地利用の方針を定めた「土地利用の方向性」を始めとし、「整備方針」、「整備推進方策」など、留保地の土地利用についてベースとなる方針や視点等が記載されています。このため、民間提案募集における提案は、「本答申に基づく土地利用を実現させるための手段」としてご提案ください。

(4) 関連する行政計画等【別紙3】

市で策定する利用計画については、既存の行政計画と整合を図る必要があります。そのため、提案時においても、既存計画との整合にご配慮いただくようお願いいたします。

なお、現状の「府中市都市計画マスタープラン」における留保地の記載については、前利用計画に基づく記載のままとなっていますので、今後策定する利用計画を踏まえて改定を予定しています。

(7) 土地利用に係る条例等

都市計画法第29条に係る開発行為等に該当する場合には、法令に基づく「公共施設及び公益的施設」等の要件を満たすことが必要となります。詳細は、次のHPをご参照ください。

<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/hosin/jyorei/tiikimatidukuri/tiikimatidukurishorui.html>

イ 市が留保地に整備を必要とする施設及び条件について【別紙4】

現時点において、市が留保地に整備する必要があると考えている施設等を示しています。なお、この条件等については、今後、検討が進む中で変更される可能性があります。

ウ 留保地の土地利用に対する市民意向について【別紙5】

市では、留保地の土地利用への市民意向を把握するため、「ポスターセッション」及び「アンケート調査」を行いました。本提案を行うに当たっては、市民意向に十分配慮したものとしてください。

エ 都市計画について

留保地の土地利用に当たっては、「地域地区（用途地域等）の変更」や「地区計画の設定」等の、都市計画手続を行うことを想定しています。

変更が想定される用途地域の範囲は、東京都及び府中市の「用途地域等の指定方針及び指定基準」に基づき、通常の場合は「第二種住居地域」程度への変更を想定しています。

一方、提案する土地利用において、より高用途での土地利用が必要な場合には、その土地利用を可能とする都市計画の手法を提案してください。市においては、採用した提案を踏まえて策定する利用計画を実現できるよう、調整を行っていきます。ただし、都市計画においては法定機関における審議や同意等が必要であるため、他の国内事例を踏まえた、実現可能性のある範囲でご提案ください。

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kanko/area_ree/index.html

オ 留保地の処分等について【別紙6】

(ア) スケジュール

本市では、土地利用までの想定スケジュールについて、「別紙6 府中基地跡地留保地利用に係るスケジュールイメージ」のとおりイメージしています。ただし、実際のスケジュールについては、地権者である国との調整、都市計画の手続、民間事業者の意向などを踏まえて前後する可能性があります。

(イ) 処分方法

留保地は国有地であるため、財務省通達「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」に従い、入札により処分されます。市では本通達に基づき、土地の売却前に、民間提案募集を参考にして策定する利用計画に基づく土地利用を図るため、地区計画等による制限により土地利用を誘導します。通達の詳細は、次の HP をご参照ください。なお、今後の国有地の取扱い方法が変更になった場合には、その方針に従うこととなります。また、土地を取得するにあたっては、「府中市地域まちづくり条例」の大規模土地取引及び土地利用構想の手続が必要となります。

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20030702-2579-14.pdf

【※ 抜粋：「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」】

(3) 民間に対する処分等

イ 一般競争入札の取扱い

一般競争入札により留保地を売却する場合には、平成3年9月30日付蔵理第3603号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の取扱いによるが、当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる。

(2) 提案を求める内容

提案は、「5 民間提案募集に関する手続」に基づき、「別紙2 府中基地跡地留保地における目指すべき土地利用の在り方について(答申)」を実現するための具体的手法として、提案してください。なお、提案は「4(1) 提案に係る前提条件」を踏まえることとし、市が利用する部分以外の部分に「提案者の提案する土地利用」を加えた、「留保地全体の土地利用」としてご提案ください。

頂いた提案は利用計画策定の参考とするとともに、その後の地区計画策定の参考とするものですので、提案内容については、その趣旨を踏まえ不足ないものを期待します。なお、提出書類については、合わせて「5(3) 提案書の提出」をご確認ください。

※ 本提案は、「米軍通信施設(P3 参照)」を除いた区域でご提案を頂くものですが、現在市では返還要請を行っており、当該施設の返還に伴う一体利用や通路部分の共同利用が可能となった場合においても対応できる提案としてください。

ア 土地利用の方針【様式7-2-1】～【様式7-2-5】

土地利用の方針として、コンセプト、ゾーニング、導入する機能について提案してください。また、提案においては、「別紙4 提案に当たっての条件(留保地に整備を必要とする施設)」の条件を満たしていることがわかるように示してください。

(ア) コンセプト

答申の土地利用の目標である、「都市としての魅力を向上する新たな価値を創出するエリア」を踏まえたコンセプトをご提案ください。また、コンセプトの内容を記載してください。

(イ) ゾーニング

答申の土地利用の方針の3つのテーマである、「多様な活力創出」、「住まい・暮らし」、「スポーツ・健康・文化」を実現させるためのゾーニングについて、テーマとの対応関係が分かるよう、「ゾーン名称」、「ゾーン内容(方針)」及び「ゾーニング図」をお示しください。

(ウ) 導入する機能

提案するゾーニングに基づき、想定する具体的な「建築物・工作物」、「都市基盤」など、土地を利用する全ての施設の内容及び配置について示してください。提案する施設の敷地面積の合計については、留保地全体の14.9haに一致するようにしてください。なお、市の施設を民間施設と併設・複合化をする場合等については、その詳細を示してください。

イ 土地利用の考え方【様式7-3-1】～【様式7-3-5】

「建築物・工作物」及び「道路・交通ネットワーク」に関する考え方について、次のとおりお示しください。

(7) 建築物・工作物に関する考え方

答申の建築物及び工作物等に関する方針に基づき、提案における考えを記載してください。また、建築物及び工作物等に関する考えを説明する、イメージ図等を記載してください。

(イ) 都市基盤に関する考え方

a 道路・交通ネットワーク

答申の都市基盤に関する方針に基づき、周辺環境を踏まえた留保地内の適切な道路・交通ネットワーク整備、歩行者・自転車の動線と自動車の動線、公共交通の利便性の向上や渋滞緩和等の対応策などについて、提案してください。

b 緑地等

答申の都市基盤に関する方針に基づき、緑の連続性、過去の経緯や記憶の継承、新たな緑の空間としての役割などについて、考え方をお示しください。

また、道路・交通ネットワーク及び緑地等に関する考えを説明する、イメージ図等を記載してください。

(ウ) 本市のまちづくり等との連携に係る考え方

a 市内拠点との共存及び連携の考え方

本市では、市全体の活力活用の向上を図るとともに、その核として賑わいを創出する本市の「顔」にふさわしい中心市街地を形成するため、府中市中心市街地活性化基本計画を策定しています。また、西武多摩川線多磨駅東地区においては、大型商業施設の開設が予定されています。

このため、提案いただく内容について、「府中駅周辺の中心市街地」及び「多磨駅周辺地域」のまちづくりと競合せず、共存及び連携できるための考え方をお示しください。

b 周辺環境への配慮

周辺住宅地、既存の生態系、浅間山等の景観への配慮に対する考え方をお示しください。

c 防災について

緑地やオープンスペース等の災害時の利用の考え方についてご提案ください。

d 環境負荷低減に向けた取組

再生可能エネルギーの活用及び地域におけるエネルギーの利用効率化など、環境負荷低減に向けた考え方をお示しください。

e その他

その他、提案において考えがあれば記載してください。

ウ 事業推進の考え方【様式7-4】

(7) 土地整備前

a 都市計画の変更

「P8の4(1)ウ都市計画」を踏まえ、都市計画の変更等の土地利用の緩和が必要な場合は、その実現可能な手法の提案及び理由を記載してください。

b 整備手法の考え方

公共及び民間事業者の双方の立場から望ましい、留保地の整備手法について、ご提案ください。また、公共的な空間の整備における、公民の役割分担の考え方をお示しください。

(4) 土地整備後

公共及び民間事業者の双方の立場から望ましい、持続可能なまちづくりを実現するためのエリアマネジメントの取組と体制について、ご提案ください。また、公共的な空間の維持管理における、公民の役割分担の考え方をお示しください。

エ 事業の具体性【様式7-5】

(7) 事業の考え方

事業の実現に向けたリスクや課題について記載してください。

(4) 事業スケジュール

事業の具体性を検討する観点から、留保地処分時点（土地の取得時点）から事業開始までのスケジュールを記載してください。

オ その他【様式7-6】

留保地処分までのスケジュールや今後の進め方等、市に求める事項がある場合はお示しください。

5 民間提案募集に関する手続

提案募集は、次のとおり実施します。なお、国有地である留保地は立入りが制限されているため、敷地外からの目視はできますが、敷地内に入つての確認はできません。

表 2 提案募集のスケジュール

日程	内容
令和元年7月 1日(月)～令和元年8月30日(金)	実施要領の公表・配布
令和元年7月 1日(月)～令和元年7月19日(金)	質問書の受付
令和元年7月16日(火)～令和元年7月26日(金)	参加申込書受付
令和元年8月上旬(予定)	質問書への回答
令和元年8月19日(月)～令和元年8月30日(金)	提案書受付
令和元年9月中旬から下旬(予定)	プレゼンテーションの実施
令和元年9月下旬(予定)	優秀提案の選定

(1) 質問書の提出

ア 提出資料

- 様式1 「質問書」

イ 提出期限

令和元年7月19日(金)午後5時まで

ウ 提出方法

「7 連絡先」のE-Mail宛に、上記様式データに質問を記入しご送付ください。

- ・ メールタイトルには、【留保地民間提案募集】と付記してください。

エ 質問への回答

- ・ 質問に対する回答は、令和元年8月上旬頃までに回答します。
- ・ 提案者のノウハウや提案内容に関わる部分以外の質問及び回答は、府中市ホームページにおいて公表します。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出資料

- 様式2 「参加申込書」
- 様式3 「提案者構成一覧」
単独の場合は応募法人の欄のみ記載し、提出してください。
- 様式4 「提案者業務実績」
- 様式自由 「法人概要」

様式は自由です。法人概要が記載されているパンフレット等の原本または

写しを提出してください。なお、グループで応募する場合は、全構成員が対象となります。

イ 提出期限

令和元年7月26日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

- ・ 「7 連絡先」まで、持参または郵送で提出してください。また、合わせて同データを電子メールで提出してください。なお、持参いただく際は、必ず事前に電話連絡をお願いします。
- ・ 提出部数は、各様式につき正本1部、副本5部とします。

(3) 提案書の提出

ア 提出資料

- **様式6 「提案提出書」**
- **様式7-1から7-6 「府中基地跡地留保地利用に係る民間提案書」**
 - ・ 「提案を求める事項」について、「4(2) 提案を求める内容」に基づき、提案内容を記載してください。
 - ・ 文字サイズは10.5ポイント以上を基本とします。
 - ・ 図面等については、平面図、立面図、断面図、パース等を想定します。
 - ・ ページ番号は、各用紙の中央下に記載し、様式7-2から様式7-6まで、1から始まる通し番号としてください。
 - ・ 様式7-1から様式7-6まで、左側2箇所ホチキス留めしてください。
 - ・ A3の様式は、Z折りとしてください
- **様式8 「提案概要書」**
 - ・ A3版横1枚に記載し、Z折りとしてください。
 - ・ 「提案書」の概要を記載してください。
 - ・ 文字サイズは10.5ポイント以上を基本とします。
 - ・ 優秀提案については、本資料を公表することを想定しています。なお、優秀提案以外の提案については、「コンセプト」及び「コンセプトの内容」の項目についてのみ公表するものとします。
- **プレゼンテーション資料**
 - ・ プレゼンテーションの電子データも合わせて提出してください。なお、プレゼンテーションの電子データの内容については、提案書の範囲内のものとします。
 - ・ プレゼンテーションの発表時間及び発表方法の詳細については、参加を行った代表法人に郵送でご連絡いたします。

イ 提出期限

令和元年8月30日(金)午後5時まで

ウ 提出方法

- ・ 「7 連絡先」まで、持参の上で提出してください。なお、持参いただく際は、必ず事前に電話連絡をお願いします。
- ・ 提出部数は正本1部、副本15部とします。
- ・ 提案書の受理後は、提案内容の変更はできません。
- ・ 各様式の電子データが格納されたCD-ROM または DVD-ROM を合わせて提出してください。なお、様式の電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel の形式とし、プレゼンテーション資料の電子データはPower Point の形式としてください。なお、同内容のPDF データをあわせてご提出ください。

エ 提出に当たっての留意事項

- ・ 「提案書」、「提案概要書」及び「プレゼンテーション資料」は、提案者の特定がされないことがないようにしてください。提案者の特定される事項の記載がある場合、提案の採点を行いませんのでご注意ください。
- ・ 応募に要する書類作成等の費用は、全て提案者の負担とします。

(4) プレゼンテーションの実施

ア 開催時期

令和元年9月中旬から下旬(予定)

イ プレゼンテーションの内容

- ・ 当日の詳細なスケジュールについては、参加申込を行った代表法人に郵送でご連絡します。
- ・ プレゼンテーションは、一般の希望者傍聴のもとで実施します。

(5) 優秀提案の選定

応募のあった提案を選定委員会で審査し、最も優秀な提案1案を、「優秀提案」として選定します。ただし、全ての提案が一定の水準に達成しない場合や極めて類似した提案が複数ある場合などにおいては、これによらない場合があります。

ア 評価の視点

次の視点に基づき、庁内の関係部署職員からなる委員会による評価を行います。

表 3 提案を求める項目及び評価の視点

提案を求める項目		対応 様式	評価の視点	配点	
大項目	中項目				
1 土地利用の方針	(1)提案のコンセプト (2)ゾーニング (3)導入する機能	7-2-1 7-2-2 7-2-3 7-3-4 7-3-5	①府中市の都市としての魅力を高めるための、新たな魅力の創出につながる提案となっているか。	30	160
			②交流人口の拡大や経済発展など、市内経済の活性化に寄与する提案となっているか。	25	
			③市内外の人が魅力を感じて訪れる、多様な交流の場の創出につながる提案となっているか。	20	
			④周辺の住環境等との調和が図られた提案となっているか。	25	
			⑤周辺地域の生活利便性の向上が見込まれる提案となっているか。	25	
			⑥スポーツによりにぎわいや交流を生み出すとともに、地域の人々や訪れた人たちが心身の健康増進につながる提案となっているか。	20	
			⑦文化・芸術の創造と発信など、より一層の文化的な発展が見込まれる提案となっているか。	15	
	(4)別紙4に求める条件への対応状況	7-2-1 7-2-2 7-2-3 7-3-4 7-3-5	①別紙4に示す留保地に整備を必要とする施設について、提示する条件を満足する形で提案に盛り込まれているか？	—※	
2 土地利用の考え方	(1)建築物・工作物に関する考え方	7-3-1 7-3-2	①建物の高さ、隣り合う建物の間隔、景観に配慮した色彩や広告等について、配慮された提案となっているか。	15	100
	(2)都市基盤に関する考え方	7-3-3 7-3-4	①周辺地域を含めた市全体の交通利便性の向上や周辺地域の渋滞緩和が考慮された提案となっているか。	35	
			②周辺の大規模公園等との連続性を考慮した公園・緑地整備の提案がされているか。	25	
			③憩いやゆとりを感じる緑地や広場の充実が図られた提案となっているか。	25	
3 本市まちづくりとの連携に係る考え方	(1)中心市街地や多磨駅周辺との連携	7-3-5	①中心市街地や多磨駅周辺地区のまちづくりとの共存及び連携に配慮した提案となっているか。	—※	50
	(2)周辺環境への配慮		①周辺住宅地等の住環境へ配慮した提案となっているか。	—※	
	(3)防災について		①災害時の利用など、防災・減災に配慮した提案となっているか。	35	
	(4)環境負荷低減に向けた取り組み		①環境負荷の軽減に配慮した提案となっているか。	15	
4 事業推進の考え方	(1)整備手法の考え方	7-4	①市及び事業者の視点から留保地に望ましく、かつ実現可能な整備手法の考えが示されているか。	10	30
	(2)公民の役割分担		①公共空間の整備・維持管理において、市及び民間事業者の双方に利益のある公民の役割分担の考え方が示されているか。	10	
	(3)持続的なマネジメント		①市及び事業者の視点から、整備後の望ましいマネジメント体制や取組が示されているか。	10	
5 事業の具体性	(1)事業の考え方	7-5	①事業の実現に向け、想定されるリスクや課題が提案されているか。	10	20
	(2)事業スケジュール		①事業スケジュールについての考えが示されているか。	10	
合計				360	

※ 当該項目は、本提案募集における前提条件です。そのため、得点化はしませんが、市において条件を満たしていないと判断した場合は提案自体の採点を行いませんのでご注意ください。

イ 公表時期等

選定結果については、**令和元年9月下旬(予定)**に全提案者に対して書面で通知するとともに、府中市ホームページにおいて公表します。

また、優秀提案を行った者(以下「優秀提案者」という。)の提案内容については、「法人名(複数法人の場合は、代表法人名)」、「提案内容」を、原則すべて府中市ホームページにおいて公表します。なお、公表する内容については、事前に優秀提案者に対して確認を行うものとします。

(6) その他

ア 資料の取扱い

- (ア) 提出資料の著作権は、提出者に帰属します。ただし、提出資料の内容については、留保地の活用に係る検討や利用計画の作成等において、本市が改編等を含め無償で使用できるものとします。
- (イ) 提出資料は返却しません。
- (ウ) 提出資料は府中市情報公開条例に基づき取り扱い、同条例第7条第1項第3号の規定により不開示となる場合を除き、その全部または一部が情報公開の対象となります。
- (エ) 提出資料は、本市における利用計画検討において利用するため、市の利用計画検討業務の受託者に提供します。

イ 応募の辞退

「参加申込書」を提出した提案者が応募を辞退する場合には、**様式5「参加辞退届」**を提案書の提出期限までに提出してください。

ウ 応募の無効

次のいずれかの要件に該当する場合、提案は無効とします。

- (ア) 提案書類に、虚偽の記載があった場合
- (イ) 第三者の著作権、その他の知的財産権に抵触する内容を含んでいる場合

エ その他

本民間提案は、市が利用計画を策定する上での参考とするものであり、今後国が留保地の処分を行う際に、本民間提案募集の優秀提案者に対して優位性を与えるものではありません。

6 民間提案募集後の流れ

優秀提案決定後、その提案を利用計画の参考とさせていただくに当たり、本市と優秀提案者との間で意見交換を行います。意見交換の時期は、優秀提案者との協議の上で決定するものとします。なお、意見交換に係る一切の費用は提案者負担とします。

ア 意見交換時期

令和元年9月下旬から10月下旬まで（予定）

イ 意見交換の留意事項

- 本市は、優秀提案者よりご提案いただいた内容をもとに、利用計画や都市計画を具体化する予定です。この場合において、本市は、ご提案いただいた内容のすべてを計画に反映するものではありません。
- 本民間提案及び意見交換は、あくまで市が利用計画を策定する上での参考とするものであり、今後国による留保地の処分が行われる際に、本民間提案募集の優秀提案者に対して優位性を与えるものではありません。
- 米軍通信施設の返還調整状況やその他条件の変更等により、頂いたご提案をもとにした資料の作成等をお願いする場合があります。

7 連絡先

民間提案募集の資料提出先及び問い合わせ先は、次のとおりです。

所在地 : 〒183-8703 府中市宮西町2-24

担当部署 : 府中市政策総務部政策課

担当者 : 吉岡

TEL : 042-335-4425（直通）

E-Mail : kikaku18@city.fuchu.tokyo.jp